

日本型直接支払制度

# 災害復旧に関するお知らせ

西日本を中心に甚大な被害をもたらした記録的な豪雨により、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。山口県内でも被害が多く出ており、被災された方々と被災地域の一日も早い復旧・復興を願っております。小規模な災害の復旧については、日本型直接支払制度の活用が可能ですので、お知らせします。

自然災害が発生した場合の

**日本型直接支払交付金**の活用について

交付金でできること！

【多面的機能支払交付金】

- ・ **被災箇所の応急措置**（早期営農再開、二次災害防止のための応急措置）
- ・ **災害復旧事業や小規模災害復旧事業の対象とならない被災箇所の復旧活動**（規模の大きな災害は災害復旧事業等の対象となります。詳しくは市町担当課へお問い合わせください。）

【中山間地域等直接支払交付金】

- ・ **交付金の範囲内において、共同活動で対応可能**

例) 豪雨等により被災した水路の応急措置



例) 農地に流入した土砂・流木等の撤去



その他の例

農道の陥没補修（碎石充填）

水路・農道法面の復旧（軽微なもの）

…等

- ※ 活動計画書、協定書に記載のある農業用施設等のみ対象です。ご注意ください。
- ※ 作業の記録（写真）はしっかり残しましょう！

# 自然災害が発生した場合の 日本型直接支払交付金の手続きについて

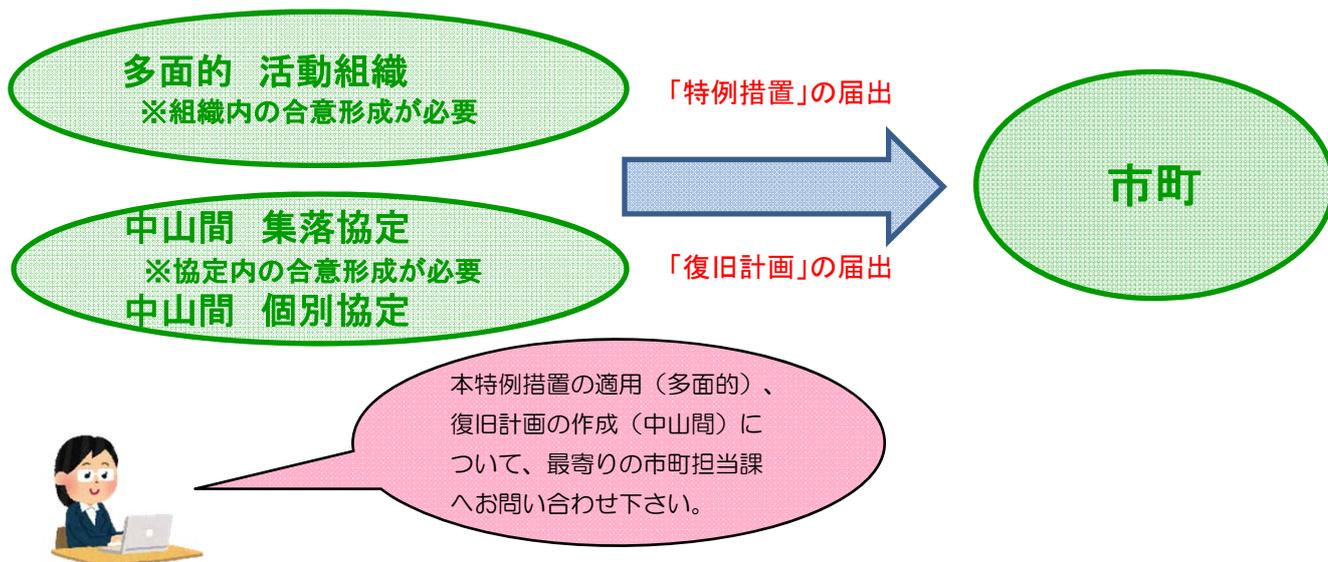
## 多面的機能支払交付金

- ①対象農地及び周辺施設の被災により、計画している活動が実施困難である場合、被災した対象農地周辺の施設について応急措置・補修更新を行うことで、当該年度の活動を実施したとみなすことができます。（市町へ特例措置の届出が必要です。）
- ②自然災害により活動計画書に定める今後の活動が困難となった場合は、本交付金の遡及返還は免除し、当該年度以降の交付は行いません。

## 中山間地域等直接支払交付金

- ①被災箇所の復旧等は、共同取組活動の対象となります。
- ②自然災害により、農業生産活動等の継続が困難となった場合の本交付金の遡及返還は免除し、当該年度以降の交付金の交付は行いません。
- ③自然災害を受けた協定農用地については、事業計画書（協定）に復旧計画を定め、復旧後の農業生産活動等の継続を位置付けることにより、当該年度以降も引き続き、交付対象とすることができます。

## 手続きイメージ



～ 県農村整備課、農林事務所、市町等関係機関と連携をとりながら進めています ～

日本型直接支払制度に関するお問い合わせは、最寄りの市町担当課、農林水産事務所等にお気軽にご相談ください。

発行：山口県農林水産部農村整備課  
山口県日本型直接支払推進協議会